

# 奈良工業高等専門学校教育課程における選択制に関する規則

昭和55年11月27日制定

(目的)

第1条 この規則は、本校教育課程における選択制について定める。

(開講科目等の決定)

第2条 教務委員会（以下「委員会」という。）は、開講する選択授業科目（以下「選択科目」という。）等を毎年度所定の期日までに決定する。

(説明会の開催)

第3条 委員会は、前条の決定後、速やかに選択制に関する説明会を開催する。

(履修の申請)

第4条 選択コース及び選択科目を履修しようとする者は、あらかじめ所定の手続によって申請し、許可を得なければならない。

(履修科目等の許可)

第5条 委員会は、前条の申請に基づき、履修コース及び履修科目を許可し、公示により申請者に通知する。

2 公示後のコース及び科目の変更は認めない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、選択制の実施に関する必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和55年11月27日から施行する。